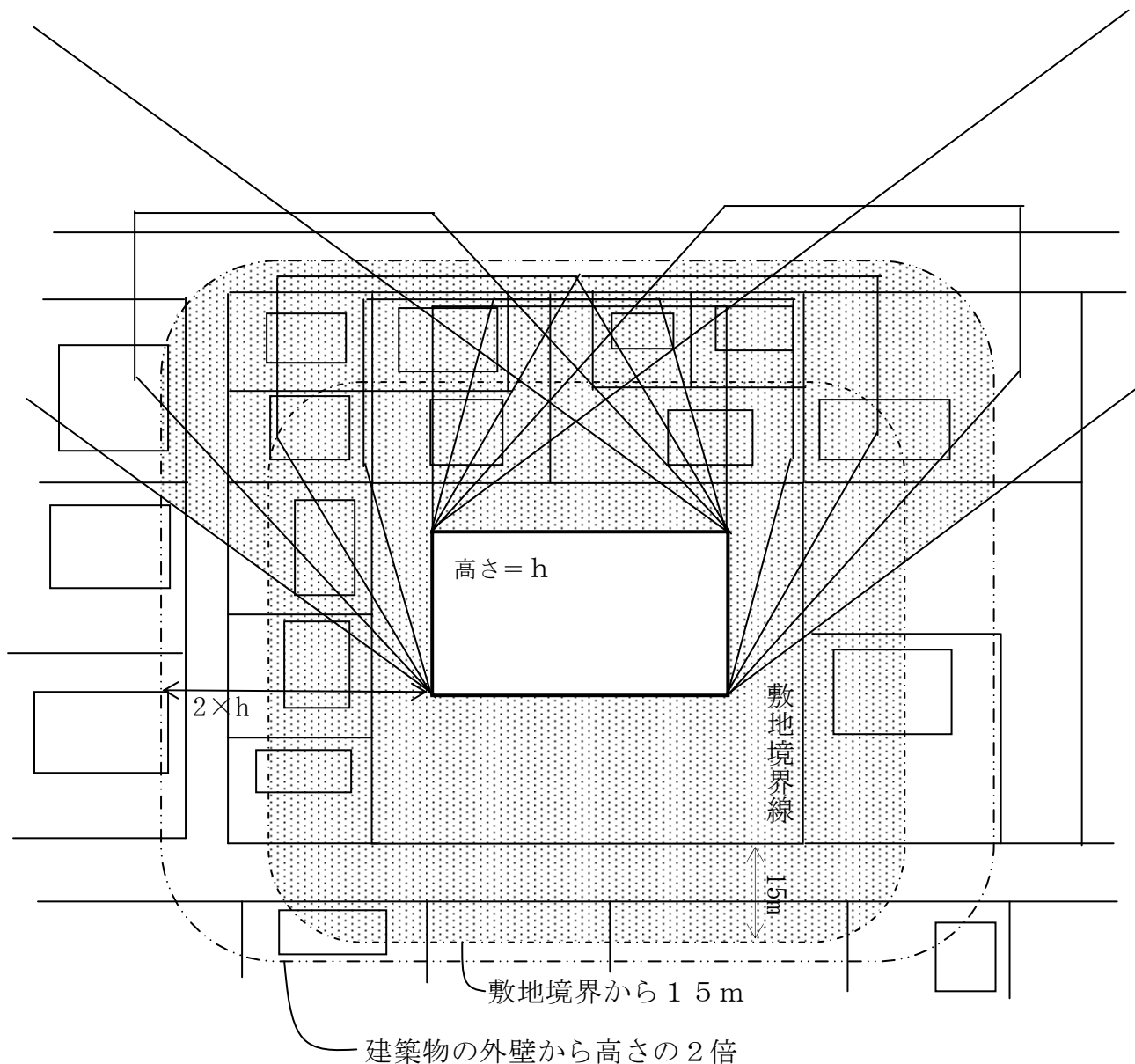


近隣関係者範囲図



第 2 条第 2 項

(3) 近隣関係者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中高層建築物の敷地境界線からの水平距離が 1.5メートル以内の範囲において、土地を所有するもの又は建築物を所有するもの。ただし、市長が別に定める空地を有する場合については、この限りではない。

イ 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、当該中高層建築物の高さの 2 倍以内の範囲で、かつ、当該中高層建築物（当該中高層建築物に付属する看板等の工作物を含む。）の影響によって冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの間に日影を生ずる範囲において、土地を所有する者又は居住の用に供する建築物を所有する者をいう。